

大仙市建設工事入札参加者指名停止基準

(趣旨)

第1 この基準は、大仙市入札契約資格等審査実施要綱第14条に規定する指名停止基準について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2 市長は、市の等級格付名簿に登載された業者（等級格付名簿に登載された建設業者を構成員とする共同企業体（以下「共同企業体」という。）を含む。以下「有資格業者」という。）が別表第1及び第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体における指名停止)

第3 市長は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名

停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

ただし、指名停止の期間は2年を超えることができない。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5 市長は、第2第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により、次の各号の一に該当することとなった場合には、当該不正行為の程度に応じ、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号に該当したとき。

(2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定のいずれかの適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があったとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）

(5) 市又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

(指名停止の通知等)

第6 市長は、第2第1項及び第3各項の規定により指名停止を行い、第2第2項の規定により指名を取り消し、第4第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、第2第1項及び第3各項の規定による指名停止の通知又は第4第5項の規定による指名停止期間の変更の通知を行うときは、当該通知においてその理由を明らかにするとともに、苦情の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

3 総務部長は、市長が、第2第1項及び第3各項の規定により指名停止を行い、第4第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、様式第6号から第8号により、各部署局長等へ通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請負等の禁止)

第8 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市長の契約に係る工事の一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止該当者の報告)

第10 課所長は、別表各号に掲げる措置要件の一に該当する事由が発生したと認めるときは、速やかにその旨を様式第5号により、総務部長に報告するものとする。現に指名停止を受けている有資格業者について、第4第5項の規定により指名停止期間の変更をし、又は第4第6項の規定により指名停止を解除すべき事由が発生したと認めるときも同様とする。

(その他)

第11 この基準に定めるもののほか、指名停止に係る重要な事案については、大仙市入札契約資格等審査委員会において審議するものとする。

附 則

この基準は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 大仙市において生じた事故等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|---|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 大仙市の発注する工事（以下「市発注工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p> |
| <p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 市内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p> |
| <p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1月以上4月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上4月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p> |

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|---|
| <p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が大仙市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が大仙市の区域外の県内他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から 1 2月以上2 4月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 1 2月以上2 4月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 1 2月以上2 4月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 大仙市の区域外の秋田県内における違反</p> <p>(2) 秋田県外における違反</p> | <p>当該認定をした日から 1 2月以上2 4月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 2月以上2 4月以内</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> |
| <p>(競売入札妨害及び談合)</p> <p>6 市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 大仙市の区域外の秋田県内における違反</p> <p>(2) 秋田県外における違反</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から 1 2月以上2 4月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 1 2月以上2 4月以内</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> |

(建設業法違反行為)

8 市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法(昭和24年法律第100号)違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から
4月以上12月以内

9 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から

- (1) 大仙市の区域外の秋田県内における違反
- (2) 秋田県外における違反

3月以上9月以内
1月以上9月以内

(廃棄物処理法違反行為)

10 市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った日から
6月以上12月以内

11 工事の施工に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った日から

- (1) 大仙市の区域外の秋田県内における違反
- (2) 秋田県外における違反

4月以上9月以内
2月以上6月以内

(暴力的不法行為等)

12 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、暴力団との関係が認められるとき若しくは業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。

当該認定をした日から
6月以上18月以内

(不正又は不誠実な行為)

13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から
1月以上9月以内

14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から
1月以上9月以内

番 号
年 月 日

様

大仙市長 印

指名停止について（通知）

下記の理由により次のとおり指名停止することとしたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、当職に対して苦情の申立てを行うことができます。
この場合においては、指名停止の期間内に苦情申立書を提出してください。

記

- 指名停止の期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 指名停止の理由

様式第2号

番 号
年 月 日

様

大仙市長 印

指名取り消しについて（通知）

貴 に対して 年 月 日付けで指名停止したので、さきに
指名した次の工事については、指名を取り消します。

記

1 件 名

2 指名年月日 年 月 日

番 号
年 月 日

様

大仙市長 印

指名停止期間の変更について（通知）

さきに 年 月 日付け 号をもって貴 の
指名停止を行った旨を通知したところではありますが、このたび次のとおり当該指名停止の
期間を変更したので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、当職に対して苦情の申立てを行うことができます。
この場合においては、指名停止の期間内に苦情申立書を提出してください。

記

- 1 変更前の指名停止の期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 2 変更後の指名停止の期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 変更の理由

様式第4号

番 号
年 月 日

様

大仙市長 印

指名停止の解除について（通知）

さきに 年 月 日付け 号をもって貴社の指名停止を行った旨を
通知したところでありますが、このたび、当該指名停止を解除したので通知します。

記

解除年月日 年 月 日

様式第5号

番 号
年 月 日

大仙市総務部長 様

関係課所長 印

指名停止基準該当者について（報告）

次の建設業者が指名停止基準に該当すると認められるので報告します。

記

1 指名停止基準の該当者

住 所（所在地）

名 称

代表者

2 指名停止基準に該当する理由

様式第6号

番 号
年 月 日

関係部局長 様

大仙市総務部長 印

指名停止について（通知）

市が発注する建設工事について、次の建設業者を指名停止したので通知します。
なお、このことについては、貴部局の関係各課所長に通知してください。

記

1 指名停止された者
住 所（所在地）
名 称
代表者

2 指名停止期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 指名停止理由

様式第7号

番 号
年 月 日

関係部局長 様

大仙市総務部長 印

指名停止期間変更について（通知）

さきに指名停止した次の建設業者について、指名停止期間を変更したので通知します。
なお、このことについては、貴部局の関係各課所長に通知してください。

記

1 指名停止された者
住 所（所在地）
名 称
代表者

2 変更前の指名停止期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 変更後の指名停止期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 変更理由

様式第8号

番 号
年 月 日

関係部局長 様

大仙市総務部長 印

指名停止の解除について（通知）

さきに指名停止した次の建設業者について、指名停止期間を解除したので通知します。
なお、このことについては、貴部局の関係各課所長に通知してください。

記

1 指名停止された者
住 所（所在地）
名 称
代表者

2 指名停止期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 解除年月日 年 月 日

4 解除理由